

## 大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱

### (目的)

第1条 こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を開催する。

### (組織)

第2条 推進本部会議は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、こども青少年局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども青少年局理事及びこども青少年局企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長等の職務)

第3条 委員長は、推進本部会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序でその職務を代行する。

### (プロジェクト会議の開催)

第4条 委員長は、こども・子育て支援対策にかかる施策の調査及び検討を行わせるため、推進本部会議のもとプロジェクト会議を開催する。

- 2 プロジェクト会議は、別表2に掲げる職にある者及び委員長の指名する職にある者をもって充てる。
- 3 委員長が特に必要と認めるときは、プロジェクト会議のもとワーキングチームによる会議を開催することができる。
- 4 ワーキングチームは、委員長の指名する本市職員をもって充てる。

### (庶務)

第5条 推進本部会議の庶務は、こども青少年局企画部企画課において処理する。

### (施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 7 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 推進本部会議委員

区長(こども・教育部会担当区長)代表 (2)

政策企画室政策調査担当部長

市民局総務部長

福祉局総務部長

健康局総務部長

こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長

こども青少年局子育て支援部長

こども青少年局幼保施策部長

経済戦略局企画総務部長

建設局総務部長

都市整備局企画部長

教育委員会事務局総務部長

教育委員会事務局生涯学習部長

教育委員会事務局指導部長

別表2 プロジェクト会議委員

総務局

人事部人事課長

政策企画室

企画部政策調査担当課長

市民情報部広報担当課長

経済戦略局

スポーツ部スポーツ課長

市民局

ダイバーシティ推進室人権企画課長

ダイバーシティ推進室男女共同参画課長

区政支援室地域安全担当課長

財政局

財務部財務課長

福祉局

障がい者施策部障がい福祉課長

健康局

健康推進部健康施策課長

こども青少年局

企画部企画課長

企画部こどもの貧困対策推進担当課長

企画部青少年課長

企画部放課後事業担当課長

子育て支援部管理課長

幼保施策部幼稚園運営企画担当課長

幼保施策部幼保企画課長

中央こども相談センター運営担当課長

建設局

公園緑化部調整課長

都市整備局

企画部住宅政策課長

教育委員会事務局

総務部教育政策課長

生涯学習部生涯学習担当課長

指導部初等・中学校教育担当課長

[区役所]

委員長の指名する区人権生涯学習主管課長（1）

委員長の指名する区保健福祉課長または福祉担当課長（1）